

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年12月20日

行政委員会事務局 選挙課

1. 当該公募の趣旨

本業務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、保存期限が経過した使用済み投票用紙等の運搬、破碎及び溶解処理するため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても、「3. 応募要件」を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、「3. 応募要件」を満たすと認められる者がいる場合には、指名競争入札を実施する予定である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

保存期限経過に係る使用済み投票用紙の運搬、破碎及び溶解処理等の業務

(2) 業務内容

各区選挙管理委員会にある保存期限が経過した使用済み投票用紙（合成紙）及び関係書類について、回収のうえ処理施設まで運搬し、処理工場にて分別・破碎・溶解処理作業を行う業務。

(3) 履行期間

令和7年2月1日から令和7年3月29日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

※参加意思確認書提出時に有資格業者であることが必要です。

ウ 有資格者名簿において「B」又は「C」の等級に格付けされていること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 回収にあたっては、事前に回収計画を作成し市に提出すること。

イ 処理工場は厳重にセキュリティ管理された処理工場であること。

ウ 梱包された投票用紙等は専用個室でセキュリティ管理を行って開封作業を行うこと。

- エ 開封された内容物は、機密保持契約した職員により、1箱ずつ開封して、投票用紙とそれ以外の紙類、輪ゴム、クリップなどに分別すること。
- オ 投票用紙以外の物は材質別に仕分けを行い、分別廃棄処分すること。
- カ 投票用紙は工場内で粉碎処理を行ったうえで溶解処理すること。
- キ 業務完了後は市へ完了報告を行うこと。

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区大手町1番1号

担当課 行政委員会事務局選挙課

電話番号 093-582-3071 FAX番号 093-582-3016

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年12月23日～令和7年1月17日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く）毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限内に直接持参すること。

(4) その他

予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。